

三重県公安委員会告示第 10 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務 1 級	平成 31 年 5 月 15 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	20 人
雑踏警備業務 2 級		20 人
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 31 年 5 月 15 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	20 人
貴重品運搬警備業務 2 級		20 人

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務 1 級	平成 31 年 6 月 5 日（水）午前 9 時 15 分から正午まで
雑踏警備業務 2 級	平成 31 年 6 月 5 日（水）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 31 年 6 月 14 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
貴重品運搬警備業務 2 級	平成 31 年 6 月 14 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（雑踏警備業務に係るものに限り、以下「雑踏警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 貴重品運搬警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限り、以下「貴重品運搬警備業務 2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 1 級	平成 31 年 4 月 9 日（火）から同月 12 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 1 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

- ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課
- イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
- (エ) 3(1)アに該当する者は、雑踏警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通
なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 雑踏警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

ウ 貴重品運搬警備業務 1 級

- (ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）
三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
- (エ) 3(3)アに該当する者は、貴重品運搬警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業

している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(3)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
雑踏警備業務1級	13,000円
雑踏警備業務2級	13,000円
貴重品運搬警備業務1級	16,000円
貴重品運搬警備業務2級	16,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票、筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全課生活安全企画課許可等事務係（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

別添1

別記様式第1号（第9条関係）

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	(署)		
※ 受理番号		※ 受理年月日		：	年	：	月	：	日			
※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	※ 検定年月日		：	年	：	月	：	日
※ 合格証明書交付公安委員会	：	※ 合格証明書交付年月日		：	年	：	月	：	日			

検 定 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第9条第1項の規定により検定を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

㊞

(フリガナ) 氏 名														
住 所														
生 年 月 日		明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性 別	1. 男				
本籍又は国籍		1	2	3	4	：	：	：	2. 女					
検定を受けようとする警備業務の種別		空港保安 施設 雑 踏 交通誘導 核燃料物質等 貴重品 警備業務 警備業務 警備業務 警備業務 危険物運搬警備業務 運搬警備業務								※				
受けようとする検定の区分		1 級		2 級								※		
属する 営業所	名 称													
	所在地													
電話 () ー 番														
1 級の検定を受けようとする者の記載欄														
1 級の検定を受けようとする警備業務の種別について2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者にあつては、当該合格証明書を交付した公安委員会及び合格証明書の交付年月日						公安委員会								
						昭和 年 月 日 平成 年 月 日								

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「属する営業所」欄には、申請者の住所地を管轄する公安委員会の行う検定を受けようとする場合は、記載することを要しない。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別添 2

営 業 所 所 属 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警 備 員 と し て
所属していることに、間違いありません。

記

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟

記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。